



中国がわかるシリーズ 21 文帝(隋)の治世

ライフネット生命株式会社
代表取締役会長兼 CEO、出口 治明

中国を 300 年振りに統一した隋の文帝は、名宰相、高ケイ(ケイはヒ+火+頁)の助けを借りて、矢継ぎ早に新機軸を打ち出しました。開皇の治の始まりです。まず律令(開皇律令)を整え、[北]魏以来の、均田制※1(口分田を配給)、租庸調制、府兵制(均田制と対を成す制度で、6 軒の家で馬や食料自弁の兵 1 名を出す仕組みです。その場合、租庸調は免除されました。兵は衛士と呼ばれ、全国に置かれた軍府に集結しました)などの中央集権政策を継続、強化し、三省六部※2 と呼ばれる中央政府の組織を整備しました。

地方には、州(郡)県制・郷里制(100 戸が里、5 里が郷。郷正を任命して農民を統制する仕組みです)を敷いたのです。短期間でこれだけの新機軸を打ち出した政権は、おそらく始皇帝以来でしょう。なお、開皇律は、世界で初めて罪刑法定主義を定めた刑法典である、とも云われています(西欧では、領主が恣意と慣習に従って領民を裁いていた時代です)。文帝の治世末期には、人口も急増し、ほぼ漢帝国の水準(5~6000 万人)を回復しました。

また、文帝は、仏教治国策と呼ばれるほどの仏教を中心に据えた宗教政策を推進しました。名建築家、宇文ガイ(ガイはりっしんべん+豈)の手になる長安大興城は、洛陽や建康に代わって仏教の中心地となりました。大興城の仏寺の大伽藍は、倭国の遣隋使など外国からやってきた外交使節の目を奪ったことでしょう。倭国でも、仏教を受け入れようとした蘇我氏が、廃仏派の物部氏を滅ぼし(587 年)、596 年には法興寺(飛鳥寺)が完成していました。なお、蘇我馬子とともに倭国の政治をリードしたとされる聖徳太子については、確かな史実が乏しく、実在を否定する学者もいます。聖徳太子が制定したと云われる 17 条の憲法には、隋の仏教治国策の影響が強く見られます。

晩年の文帝は、中国全土の要地 111 箇所、仁寿舍利塔を建立し(わが国の国分寺の淵源になったと思われます)、信仰の中心地としました。なお、600 年に(文帝の)長男を失脚させて皇太子となった次男、楊広も、即位前に、天台宗の開祖、智ギ(ギは豈+頁)から菩薩戒を受けています。かように、隋は仏教を重視した国家であったのです。



長期投資仲間通信「インベストラيف」

※1「均田制」

中国では、民衆≡農民の生活(再生産)をいかに保障するか、という問題が、最大の政治課題でした。儒家は、周代に行われたとされる井田制(1里四方 900 畝の土地を 9 等分し、中央の区画を公田、残りの 8 区画を私田として 8 家族に分与。8 家族が共同で耕作した公田の収穫を税とする仕組み。なお、1 里は約 500m)を理想としましたが、この系譜に連なる制度として、曹操の屯田制、[西]晋の武帝の占田・課田制、[北]魏の孝文帝の均田制が挙げられます。隋唐の均田制は、口分田(返還の要あり)80 畝、永業田 20 畝(合計 100 畝。約 6ha)から成り、これに対応する租庸調は年間 50 日の力役に相当しました。

この他に雑徭が最大で 40 日と仮定しますと、年間の約 4 分の 1 が、農民の租税負担となる計算になります。なお、人頭税(租庸調)の他に、地稅や戸稅もありました。均田制は、敦煌やトルファンで出土した文書では、その実施が裏付けられていますが、大土地所有制が進んでいた中国本土でどの程度実施されたのか、という問題については、いまだに定説がありません。

※2「三省六部」

三省とは、中書省、門下省、尚書省を指します。中書省は皇帝に直属する政策立案・立法機関、門下省はその政策・立法の審査機関、尚書省は行政機関であって、その下に六部が置かれました。六部とは、吏部(人事院)、戸部(財務省)、礼部(文部省)、兵部(国防省)、刑部(法務省)、工部(建設省)を指し、この制度は、原則として清の時代まで維持されました(なお、六部を補完する九寺、五監と呼ばれる役所が置かれ、また、独立して官吏の糾察を所管する御史台が設置されていました)。但し、封駁と呼ばれる中書省への差し戻し権を有していた貴族の牙城、門下省は、皇帝の独裁権の確立に伴い縮小傾向を辿り、早くも唐の後半には機能しなくなりました。いずれにせよ、隋唐帝国では、政府の組織・制度や行政に係るほぼ全ての項目が、令に成文法の形で規定されていましたが、これは、当時の世界にあっては驚くべき先進性と言う他はありません。